

事件隠す「医の体質」正せ

昨年三月、東京女子医大病院で人工心肺装置の操作ミスから女児が死亡した事件で、警視庁は医師二人を逮捕した。医療ミスで医師を逮捕すること自体異例だが、事件を隠す

ため、医療記録の改ざんを指示したとして、リーター役の医師を証拠隠滅容疑で逮捕したのは、もっと異例である。「医療ミスは隠し通せ

よう義務づけられている。しかし、今回の事件は報告されていなかった。たまたま死亡した女児の父親が歯科医で医学知識があったことと内部告発をする一通の手紙から、医療ミスと医療記録の改ざんが明るみに出た。事件隠しの工作が、組織的なものであったのかどうか、徹底した捜査が求められる。それとともに、実効の上がる再発防止策を立てることが急務である。

病院という密室の中で起きる医療ミスは、隠ぺいされやすい構造を持っている。医療過誤訴訟で、診療録(カルテ)の改ざんやレントゲン写真などの医療記録の紛失がたびたび問題になる。その背景には、医療現場がミスを隠そうと思えば隠せる仕組みになっているからである。その

透明性を高める必要性は高い。患者は、医師にいわば命を預ける弱い立場にある。とすれば、医師と患者を対等な立場に立たせるため、患者の権利を確立する必要がある。厚生労働省や日本医師会などのガイドラインでカルテの開示請求権などが認められている。だが、医師と患者の間で紛争が起きている場合や、患者が死亡している場合は利用できないといった限界がある。この際患者の権利の法制化を検討すべきだ。

いくら制度を作っても、それを動かす人間の心が伴わなければ、「仏作って魂入れず」に終わる。問題の根本は、医療の高度化に伴って患者の痛みや苦しみに共感する「医の心」が薄らいできたことにあるのではない。その復活に知恵を絞ろう。

女子医大小児心臓手術事故

社説

2002年6月29日 日経新聞